## 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	9 第41条 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの (b) 建築後使用されたことのないもの (c) 第42条の2の2に規定する特定の増 家屋で宅地建物取引業者から取得したも (d) (c) 以外	曽改築等がされた
の規定により、下記の家屋 該当するものであることを証		が、この規定に
	年 春日市長	月 日

春日巾長

適用を受ける者	住 所		
	氏 名		
家屋の所在地			
家 屋 番 号			
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)		□ 売買	□ 競落

本 書 中 字加入 字削除 字訂正